

# 社団法人北広島市シルバー人材センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人北広島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を北海道北広島市共栄町3丁目12番地1に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために無料の職業紹介事業を行うこと。
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関する普及啓発及び調査研究の事業を行うこと。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得たものとする

- (1) 北広島市に居住する原則として60歳以上の者
- (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

3 特別会員は、センターに功労があった者又は学識経験者でセンターの事業運営に必要と認め、理事長が推薦し、理事会の承認を得たものとする

4 賛助会員は、北広島市内に住所がある個人又は事務所がある団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事長の承認を得たものとする

(入会)

- 第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、入会を承認した会員について、理事会に報告しなければならない。

(会費)

- 第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第9条 正会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 正会員若しくは賛助会員が北広島市以外の他市町村に住所を移転したときは、退会したものとみなす。

(除名)

- 第10条 会員がセンターの名誉をき損し、設立の目的に反し、秩序を乱し、又はこの定款に反するような行為を行ったときは、総会において正会員及び特別会員の総数の3分の2以上の議決により、その会員を除名することができる。
- 2 前項の規定により会員の除名しようとするときは、除名の議決を行う前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別、定数及び選任)

- 第12条 センターに、次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上13人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を常務理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

(職務)

- 第13条 理事長は、センターを代表し、その業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、センターの業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は北海道知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること

#### (任期)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

- 第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

- 第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤役員の報酬は、総会の議決を経て理事長が別に定める。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

## 第4章 会議

#### (種別)

- 第17条 センターの会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

- 第18条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

- 第19条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。
- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。

(2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が定款第13条第5項第4号に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が定款第13条第5項第4号に基づいて招集するとき。

(招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を召集する場合には会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに、会議の構成員に対して通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した正会員及び特別会員のうちから選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款で別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあっては、その理事会に出席した理事の氏名

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員会

### (評議員会)

第27条 センターに、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。
- 3 評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。
- 4 評議員会は、評議員20人以内をもって構成する。
- 5 評議員は、高年齢者問題について学識経験のある者等のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

## 第6章 事務局

### (事務局)

第28条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長は、常務理事が兼ねることができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

第29条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第7章 財産及び会計

### (財産の構成)

第30条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (財産の管理)

第31条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (事業年度)

第32条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第 33 条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、総会の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第 34 条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後 2 か月以内に理事長が事業報告書、収支計算書、財務諸表を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その事業年度終了後 3 か月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

- 第 35 条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 36 条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第 37 条 センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。
- 2 民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定により解散する場合は、正会員及び特別会員の総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。
  - 3 解散のときに有する残余財産は、総会において正会員及び特別会員の総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 雑則

(委任)

- 第 38 条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、センターの設立許可のあった日から施行する。（昭和62年7月29日）
- 2 センター設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、最初の通常総会の開催の日までとする。
- 3 センター設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。
- 4 センター設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

この定款は平成元年6月1日から施行する。

附則

この定款は平成3年6月3日から施行する。

附則

この定款は平成8年9月2日から施行する。

附則

この定款は平成11年2月9日から施行する。

附則

この定款は平成11年7月26日から施行する。

附則

この定款は平成13年7月25日から施行する。

附則

この定款は平成18年6月28日から施行する。